

第3章 学習指導

平成29年3月に小・中学校の学習指導要領が告示され、小学校は令和2年度、中学校は令和3年度から全面実施となりました。改訂の基本方針には、「子供たちが未来社会を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成すること」や、「知識及び技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成のバランスを重視する平成20年改訂の学習指導要領の枠組みや教育内容を維持した上で、知識の理解の質を更に高め、確かな学力を育成すること」が示されています。各学校においては、学習指導要領の趣旨を十分に理解して、児童生徒に確かな学力を身に付けさせるために学習指導の工夫改善に取り組んでいくことが必要です。

1 育成を目指す資質・能力

児童生徒に知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育むことを目指すに当たっては、児童生徒の発達の段階や特性等を踏まえ、以下に示す資質・能力の三つの柱の育成がバランスよく実現できるように留意する必要があります。

- “何を理解しているか、何ができるか”
生きて働く「知識及び技能」の習得
- “理解していることやできることをどう使うか”
未知の状況にも対応できる「思考力、判断力、表現力等」の育成
- “どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか”
学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力、人間性等」の涵養

これらの三つの柱の原型は、学校教育法で定められたいわゆる学力の三要素です。学習指導要領では、「何のために学ぶのか」という各教科等を学ぶ意義を共有しながら、授業の創意工夫や教科書等の教材の改善を引き出していくことができるようにするため、全ての教科等の目標及び内容が三つの柱で構成されています。また、これらの三つの柱が評価の観点となります。

(1) 三つの柱

児童生徒は、学ぶことに興味を向けて取り組んでいく中で、新しい知識や技能を得ます。そして、それらの知識や技能を活用して思考することを通して、知識や技能をより確かなものとして習得するとともに、思考力、判断力、表現力等を養い、新たな学びに向かったり、学びを人生や社会に生かそうとしたりする力を高めていくことができます。このように、三つの柱は、学習の過程を通して相互に関係し合いながら育成されるものであることに留意する必要があります。

ア 「知識及び技能が習得されるようにすること」

一つ目の柱は、生きて働く「知識及び技能」の習得です。資質・能力の育成は、児童生徒が「何を理解しているか、何ができるか」に関わる知識及び技能の質や量に支えられています。

知識については、各教科等の特質に応じた学習過程を通して、知識が個別の感じ方や考え方等に応じ、生きて働く概念として習得されることや、新たな学習過程を経験することを通して更新されていくことが重要となります。知識の理解の質を高めることが重視されており、以下のような指導が必要です。

- ・ 学習に必要な個別の知識については、教師が児童生徒の学びへの興味を高めつつしっかりと教授する。
- ・ 児童生徒が知識を活用して思考することで、知識を相互に関連付けて理解を深めたり、知識を他の学習や生活の場面で活用できるようにしたりするための学習となるようにする。

技能についても同様に、一定の手順を追っていく過程を通して個別の技能を身に付けながら、そうした新たな技能が既得の技能等と関連付けられ、他の学習や生活の場面でも活用できる技術として習得できるようにしていくことが重要です。

イ 「思考力、判断力、表現力等を育成すること」

二つ目の柱は、未知の状況にも対応できる「思考力、判断力、表現力等」の育成です。「思考力、判断力、表現力等」は、社会や生活の中で直面するような未知の状況の中でも、具体的に何をすべきかを整理したり、既得の知識や技能をどのように活用し、必要となる新しい知識や技能をどのように得ればよいのかを考えたりするなどの力であり、予測困難な時代に向け、その重要性が高まっています。

また、「知識及び技能」を活用して課題を解決するために必要な力であり、この「知識及び技能を活用して課題を解決する」過程には大きく分類すると以下の三つがあると考えられています。

- ・物事の中から問題を見だし、その問題を定義し解決の方向性を決定し、解決方法を探して計画を立て、結果を予測しながら実行し、振り返って次の問題発見・解決につなげていく過程
- ・精査した情報を基に自分の考えを形成し、文章や発話によって表現したり、目的や場面、状況に応じて互いの考えを適切に伝え合い、多様な考えを理解したり、集団としての考えを形成したりしていく過程
- ・思いや考えを基に構想し、意味や価値を創造していく過程

各教科等において求められる「思考力、判断力、表現力等」を育成していく上では、こうした学習過程の違いに留意することが重要です。

栃木県総合教育センターでは、普段の授業の中で、より効果的に思考力・判断力・表現力の育成を進める手立てとして、課題解決的な学習過程で児童生徒が自覚的に思考できるようになる技法に注目し、以下の冊子を発行しました。

- ・「思考力・判断力・表現力を育む授業づくり【理論編】
－『思考のすべ』と発問の工夫－（平成27年3月）
- ・「思考力・判断力・表現力を育む授業づくり【実践編】
－『比較』『分類』『関係付け』『理由付け』のすべを用いて－
（平成28年3月）

「思考力」を育むために、教師が意図的に「考えるための技法（思考のすべ）」を使用する場を設定し、発問を工夫することで、児童生徒が自然に「思考のすべ」を使えるようにすることが大切だと示しています。冊子においては、〈比較〉・〈分類〉・〈関係付け〉・〈理由付け〉の四つの思考のすべが提案され、教師の発問例や授業構想の事例が挙げられています。



ウ 「学びに向かう力、人間性等を涵養すること」

三つ目の柱は、学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力、人間性等」の涵養です。「学びに向かう力、人間性等」は他の二つの柱をどのような方向性で働かせていくかを決定付ける重要な要素です。

児童生徒一人一人がよりよい社会や幸福な人生を切り拓いていくためには、主体的に学習に取り組む態度も含めた学びに向かう力や、自己の感情や行動を統制する力、よりよい生活や人間関係を自主的に形成する態度等が必要となります。

児童生徒や学校、地域の実態を踏まえて指導のねらいを設定していくことや、体験活動を含めて、社会や世界との関わりの中で、学んだことの意義を実感できるような学習活動を充実させていくことが重要です。

また、児童生徒の学習意欲の向上に欠かせないのが「学業指導の充実」です。学業指導とは、それぞれの学級を「学びに向かう集団」に高めながら、児童生徒一人一人が自らの力で様々な不適応を解消し意欲的に学習活動に取り組めるように指導・援助していくことです。「学びに向かう集団づくり」と「子どもが意欲的に取り組む授業づくり」の2つを軸にし、互いの関連を図りながら、指導を充実させていくことが大切です。詳細については、栃木県総合教育センターから平成26年3月に発行された冊子「学業指導の充実～子どもが意欲的に取り組む授業づくりを通して～」を参考にしてください。

2 教科等横断的な視点に立った資質・能力

各学校においては、学習指導要領に基づき、資質・能力の三つの柱を踏まえながら児童生徒や学校、地域の実態に応じてどのような資質・能力の育成を図っていくのかを明らかにしていく必要があります。育成を目指す資質・能力については様々な提案がなされていますが、平成28年の中教審答申では、以下の(1)、(2)、(3)のように大別していますので、紹介します。

(1) 教科等の枠組みを踏まえて育成を目指す資質・能力

各教科等で育む資質・能力については、前述した資質・能力の三つの柱が位置付けられます。指導に当たっては、教科等ごとの枠の中でだけではなく、教育課程全体を通じて目指す教育目標の実現に向けた各教科等の位置付けを踏まえ、教科等横断的な視点をもってねらいを具体化したり、他の教科等における指導との関連づけを図りながら、幅広い学習や生活の場面で活用できる力を育むことを目指したりしていくことも重要です。

(2) 学習の基盤となる力

中教審答申では、「学習の基盤を支えるために必要な力とは何かを教科等を越えた視点で捉え、育んでいくことが重要となる」としており、学習指導要領では、教科等横断的な視点から以下のような資質・能力を例示しています。

- | | |
|-----------------------|--|
| 言語能力 ・・・・ | 全ての教科等において、それぞれの特質に応じた言語活動の充実を図ることが必要である。 |
| 情報活用能力 ・・・・ | 各学校において日常的に情報技術を活用できる環境を整え、全ての教科等においてそれぞれの特質に応じ、情報技術を適切に活用した学習活動の充実を図ることが必要である。 |
| 問題発見・解決能力 ・・・・ | 各教科等のそれぞれの分野における問題の発見・解決に必要な力を身に付けられるようにするとともに、総合的な学習の時間や特別活動などを通じて、各教科で身に付けた力が統合的に活用できるようにすることが重要である。 |

(3) 現代的な課題に対応して求められる資質・能力

児童生徒は、豊かな人生を実現するとともに災害等を乗り越え次代の社会を形成するという大きな役割を担うこととなります。健康・安全・食に関する力や主権者として求められる力等といった現代的な諸問題に対応して求められる資質・能力も、(1)、(2)の資質・能力と同様に、各学校のカリキュラム編成を通して育成を図ることが大切です。

3 授業改善

(1) 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善の留意点は次のとおりです。

- | |
|---|
| ①主体的・対話的で深い学びとは、特定の指導方法やその「型」を意味しているのではなく、授業改善の視点であること。 |
| ②各教科等において通常行われている学習活動の質を向上させることを主眼とするものであること。 |
| ③主体的・対話的で深い学びは1単位時間の授業の中ですべてが実現されるものではなく、単元や題材のまとまりのなかで実現されていくものであること。つまり、単元といったまとまりの中で習得・活用・探究といった学習活動をどう配置し、組み立てて授業改善を行うかの視点が主体的・対話的で深い学びであること。 |
| ④基礎的・基本的な知識・技能の習得に課題が見られる場合には、確実な習得を図ることを重視すること。 |
| ⑤授業改善を行うに当たって、深い学びの鍵となるそれぞれの教科等に固有の「見方・考え方」を働かせることが重視されること。 |
| ⑥主体的・対話的で深い学びは、これまでも各教科の授業改善の取組の中で重視され、充実が図られてきたものであり、そうした蓄積を踏まえて学びの意味を明確にしたものであること。 |

ア「主体的な学び」の視点

学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しをもって粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげる「主体的な学び」が実現できているか。

イ「対話的な学び」の視点

子供同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えること等を通じ、自己の考えを広げ深める「対話的な学び」が実現できているか。

ウ「深い学び」の視点

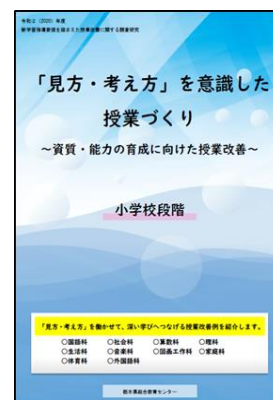
習得・活用・探究という学びの過程の中で、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう「深い学び」が実現できているか。

児童生徒に教科等を学ぶ意義を伝えていくためには、教師自身がその意義をよく考えておく必要があります。また、児童生徒同士のグループ活動を取り入れる際は、教師が「この場面でのグループ対話は何のために行うのか」とねらいを明確にもち、それらを生徒たちに分かりやすく提示して取り組むことが大切です。

栃木県教育委員会は、「現職教育資料 第474号 シリーズ『新学習指導要領』No.4 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善」（平成31年3月）において、各教科における授業改善のポイントや具体的な授業づくり、単元（題材）構成などについて説明しています。

また、栃木県総合教育センターでは、冊子『「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善』の【理論編】（平成30年3月）と【実践編】（平成31年3月）、「『見方・考え方』を意識した授業づくり～資質・能力の育成に向けた授業改善～（小学校段階・中学校段階）」（令和3年3月）を発行しました。授業改善の一助として併せて御活用ください。

なお、令和3年の中教審答申では、「令和の日本型学校教育」の構築を目指して「全ての生徒たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現」が提言されました。「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善につなげていくことが必要となります。



(2) 言語環境の整備と言語活動の充実

授業改善のポイントとして、全ての教科等においてそれぞれの特質に応じた言語活動の充実を図ることが必要ですが、特に言葉を直接の学習対象とする国語科の果たす役割は大きいといえます。言語能力を支える語彙の段階的な獲得も含め、発達の段階に応じた言語能力の育成が図られるよう、国語科を要としつつ、教育課程全体を見渡した組織的・計画的な取組が求められます。

さらに、児童生徒の言語活動は、児童生徒を取り巻く言語環境によって影響を受けることが大きいので、学校生活全体における言語環境を望ましい状態に整えておくことが大切です。例えば、教師との関わりに関係することとして、以下の点に留意します。

- ①教師は正しい言葉で話し、黒板などに正確で丁寧な文字を書くこと。
- ②校内の掲示板やポスター、配布物において用語や文字を適正に使用すること。
- ③校内放送において、適切な言葉を使って分かりやすく話すこと。
- ④より適切な話し言葉や文字が用いられているような状況をつくること。
- ⑤教師と児童生徒、児童生徒相互の話し言葉が適切に用いられているような状況をつくること。
- ⑥児童生徒が集団の中で安心して話ができるような好ましい人間関係を築くこと。 等

栃木県教育委員会は、平成28年12月に「言語活動の充実を図る3つの提案」を作成し、配布しました。本資料では、「全国学力・学習状況調査」及び「とちぎっ子学習状況調査」の結果から明らかになった課題を踏まえ、言語活動を充実させるための3つの取組を提案しています。

- 提案1 言語活動を行う目的を確認しましょう
- 提案2 言語活動を計画的に位置付けましょう
- 提案3 自分の考えを書く活動と、言葉で人に伝える「説明」「話し合い」などの活動を相互に関連付けましょう



(3) 課題選択及び自主的、自発的な学習の促進

児童生徒が自ら学習課題や学習活動を選択する機会を設けるなど、児童生徒の興味・関心を生かした自主的、自発的な学習が促されるよう、工夫することが重要です。

各教科等の指導においては、学習することの意味の適切な指導を行いつつ、基礎的・基本的な知識及び技能の確実な習得を図るとともに、自主的、自発的な学習を促すことによって、児童生徒が学習の目的を自覚し、学習における進歩の状況を意識し、進んで学習しようとする態度が育つように配慮することが大切です。具体的には、児童生徒が主体的に自分の生活体験や興味・関心をもとに課題を見付け、自分なりに方法を選択して解決に取り組むことができるように配慮することが考えられます。児童生徒の自立心や自立性を育む上で重要であることを踏まえ、その充実努めるとともに、児童生徒の実態に応じ、きめ細やかな相談に応じたり様々な情報を提供したりすることにも配慮する必要があります。

(4) 補充的な学習・発展的な学習

基礎的・基本的な知識及び技能の習得も含め、学習内容を確実に身に付けることができるよう、児童生徒や学校の実態に応じ、補充的な学習や発展的な学習などの学習活動を取り入れ、個に応じた指導の充実を図ることが重要です。

補充的な学習を取り入れた指導を行う際には、様々な指導方法や指導体制の工夫改善を進め、当該学年までに学習する内容の確実な定着を図ることが必要であり、発展的な学習を取り入れた指導を行う際には、児童生徒の負担過重とならないように配慮するとともに、学習内容の理解を一層深め、広げるといった観点から適切に導入することが大切です。

栃木県教育委員会では、当該学年の学習内容の確実な定着を図るために、補充学習等に活用できる問題を作成しました。単元末や学期末、年度末など学校の実態に応じて御活用ください。

【パワーアップシート】
 全国学力・学習状況調査問題を基に作成したシートやこれまでに課題が見られた問題をまとめたシートなど

【活用例】

- ・新しい単元に入る前に学習状況を把握するためのレディネステスト
- ・振り返り、まとめの場面において習得状況を確認するための問題
- ・朝の学習や家庭学習において、定着状況を確認するための補充問題

(5) ICT（情報通信技術）等の活用

コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段の活用については、情報活用能力の育成を図るとともに、各教科等において、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ることが大切です。

【ICTを活用した学習場面例】

- ◆一斉指導・教材提示（画像の拡大提示や書き込み、音声、動画等の活用）、記録映像や実技模範を示す映像等の視聴、個の学習を全体へ広げるなど
- ◆個別学習・個（習熟の程度等）に応じた学習、調査活動、資料・作品の制作、家庭学習など
- ◆協働学習・発表や話し合いへの活用、協働での意見整理、協働制作、遠隔地や海外の学校等との交流学习など

各教科等の指導に当たっては、これらの情報手段のほか、各種の統計資料や新聞、視聴覚教材や教育機器などの教材・教具の適切な活用を図ることも重要です。主体的・対話的で深い学びへとつなげていくためには、必要な資料の選択が重要であり、信頼性が高い情報や整理されている情報、正確な読み取りが必要な情報などを授業に活用していくことが必要となります。

また、教師は機器の操作等に習熟するだけではなく、それぞれの教材・教具の特性を理解し、指導の効果を高める方法について絶えず研究することが求められます。

文部科学省は、Web サイト「StuDX Style (スタディーエックス スタイル)」にて、1人1台端末の活用に関する実践事例等を情報発信しています。情報は随時更新されますので、各教科での活用等において参考にしてください。



(6) 特別な配慮を必要とする児童生徒への指導

ア 障害のある児童生徒などへの指導

障害のある児童生徒などには、障害の種類や程度を的確に把握した上で、個に応じた指導内容や指導方法の工夫を検討し、適切な指導を行うことが大切です。そのためにも、全ての教師が障害に関する知識や配慮等についての正しい理解と認識を深め、組織的な対応ができるようにしていくことが重要となります。

栃木県教育委員会は、「現職教育資料 第473号 シリーズ『新学習指導要領』No.3 障害のある児童生徒などへの指導(小学校編)(中学校編)」(平成30年7月)において、障害の状態等に応じた指導の工夫、各教科等における指導内容や指導方法の工夫、配慮の例などについて説明しています。参考にしてください。

イ 海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒への指導

海外から帰国した児童生徒には、学校生活への適応を図るとともに、外国における生活経験を通じて身に付けた見方や考え方、外国語の能力などの特性を各教科等の学習に生かすことができるよう配慮することが大切です。日本語の習得に困難のある児童生徒には、個々の実態に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行う必要があります。全ての教職員が協力しながら、学校全体で取り組む体制を構築することが重要です。

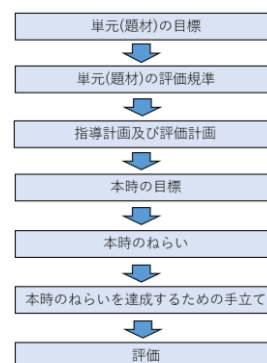
ウ 不登校児童生徒への配慮

家庭で多くの時間を過ごしている不登校児童生徒に対しては、その状況を見極め、当該児童生徒及び保護者との信頼関係を構築しつつ、必要な情報提供や助言、ICT等を通じた支援、家庭等への訪問による支援を行うなどの配慮が考えられます。

4 授業づくりのポイント

(1) 見通しをもった単元指導計画

指導計画を作成するに当たり、各教科等の目標と指導の内容の関連を十分研究し、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、そのまとめ方や重点の置き方に適切な工夫を加えます。児童生徒が主体的に学習に取り組めるよう、学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりして自身の学びや変容を自覚できる場面をどこに設定するか、対話によって自分の考えなどを広げたり深めたりする場面をどこに設定するか、学びの深まりをつくりだすために、児童生徒が考える場面と教師が教える場面をどのように組み立てるか、といった観点をもつことが大切です。



授業づくりにおいては、右図のように、まず、単元(題材)の目標、単元(題材)の評価規準、

指導計画及び評価計画の整合性を確認します。その際には、児童生徒がそれぞれの単位時間（学習のまとまり）ごとのねらいを実現していくことが、単元の目標を実現することになるという認識をもつことが重要です。また、評価においても、単位時間ごとの各観点の評価規準における「おおむね満足できる状況」を実現していくことが、単元の目標を実現していくことになるということにも留意してください。

(2) 本時の指導

ア 明確なねらい

授業のねらいは、「児童生徒に身に付けさせたい力」として設定することが大切です。児童生徒自身が、「授業における学習活動を通してどのような力を身に付けるのか」が具体的に理解できるようなものである必要があります。

本時の目標を児童生徒に示す際には、児童生徒に「何が」・「どのように」・「どのくらい」できればよいのか分かるように「めあて」として示します。教師が本時のねらいをしっかりと把握し、タイミングや方法を工夫して提示し、児童生徒が見通しをもって学習に取り組めるようにします。

イ 振り返りの充実

振り返る活動は、児童生徒にとって自分の学びを評価する活動です。この活動を通して、自分の学びの変容を自覚させることが重要です。授業においては、学習したことを書かせたり、書かせたことを相互に確認し合わせたりすることで、学んだことや自分に不十分なことを認識させることができます。

その際、振り返った内容が授業の感想にとどまることなく、「何ができるようになったのか、何が分かったのか」を具体的に実感させることが必要です。そのために評価問題を解かせたり、条件を示して学習したことを書かせたりするなど、振り返る活動を工夫することが大切です。

(3) 板書計画の重要性

児童生徒が、学習のねらいや流れを確認したり、学習内容の要点を捉えたりする上で、板書は極めて重要です。板書は工夫された分かりやすいものであるとともに、授業の最後に板書を振り返ってみたとき、思考の流れがはっきりと分かり、視覚的にも児童生徒の学習意欲の向上につながるものであることが望まれます。

また、授業においては、ICTの活用も含めた板書計画を立てる必要があります。

(4) 学習規律の確立

児童生徒の発達の段階に応じて、姿勢、話の聞き方、発表の仕方等の授業中の約束事を決め、学習規律を確立させることで、授業にメリハリが生まれます。中学校区の出組として、小中で一貫した学習規律に関する共通理解を図ることも効果的です。授業中の約束事は、教師側からは学習規律に関する指導事項と捉えることができますが、これを徹底する場合には、以下のような点に留意する必要があります。

さらに、学習規律を確立するためには、教師の指導技術の向上が必要です。児童生徒に話の聞き方を身に付けさせるために、教師の表情、声の大きさ、言葉の選び方等を工夫しましょう。

○指導事項の教師間での共通理解

○児童生徒にとって分かりやすい形での掲示と伝達

○実態に応じた繰り返しの指導

○児童生徒への定着度の見取り

○指導事項の見直し

○掲示方法や指導方法の工夫改善

5 適切な評価

(1) 学習評価の概要

各教科における観点別学習状況の評価の観点については、「知識・技能」、「思考・判断・表現」、「主体的に学習に取り組む態度」の3観点に整理されました。国立教育政策研究所が令和元年6月に発行した「学習評価の在り方ハンドブック（小・中学校編）」には、学習評価の基本的な考え方や基本構造などが示されています。

1 学習評価の基本的な考え方

学習評価は、学校における教育活動に関し、児童生徒の学習状況を評価するもの。「児童生徒にどういった力が身に付いたか」という学習の成果を的確に捉え、教師が指導の改善を図るとともに児童生徒自身が自らの学習を振り返って次の学習に向かうことができるようにするためにも、教育課程や学習・指導方法の改善と一貫性のある取組を進めることが求められる。

2 評価の観点

(1) 観点の名称

知識・技能

思考・判断・表現

主体的に学習に取り組む態度

(2) 観点別学習状況の評価

ア 知識・技能 の評価

○各教科等における学習の過程を通じた知識及び技能の習得状況について評価する。

○それらを既存の知識及び技能と関連付けたり活用したりする中で、他の学習や生活の場面でも活用できる程度に概念等を理解したり、技能を習得したりしているかを評価する。

【評価の方法（例）】

- ・ペーパーテストにおいて、事実的な知識の習得を問う問題と、知識の概念的な理解を問う問題とのバランスに配慮するなどの工夫改善を図る。
- ・児童生徒が文章による説明をしたり、各教科等の内容の特質に応じて、観察・実験をしたり、式やグラフで表現したりするなど実際に知識や技能を用いる場面を設けるなど、多様な方法を適切に取り入れていく。

イ 思考・判断・表現 の評価

○各教科等の知識及び技能を活用して課題を解決する等のために必要な思考力、判断力、表現力等を身に付けているかどうかを評価する。

【評価の方法（例）】

- ・ペーパーテストのみならず、論述やレポートの作成、発表、グループや学級における話し合い、作品の制作や表現等の多様な活動を取り入れたり、それらを集めたポートフォリオを活用したりする。

ウ 主体的に学習に取り組む態度 の評価

○知識及び技能を獲得したり、思考力、判断力、表現力等を身に付けたりするために、自らの学習状況を把握し、学習の進め方について試行錯誤するなど自らの学習を調整しながら学ぼうとしているかどうかという意思的な側面を評価する。

【評価の方法（例）】

- ・ノートやレポート等における記述、授業中の発言、教師による行動観察や、児童生徒による自己評価や相互評価等の状況を教師が評価を行う際に考慮する材料の一つとして用いる。
- ・各教科等の特質に応じて、児童生徒の発達の段階や一人一人の個性を十分に考慮しながら「知識・技能」や「思考・判断・表現」の観点の状況を踏まえた上で、評価を行う。

※「主体的に学習に取り組む態度」を評価する上で重要な二つの側面として

- ①「粘り強く学習に取り組む側面」と
- ②「自ら学習を調整しようとする側面」が挙げられます。

挙手の回数やノートの取り方などの性格や行動面の傾向が一時的に表出された場面を捉えて評価するのではなく、単元や題材を通じたまとまりの中で、児童生徒が目標の達成に向けて試行錯誤しながら学習に取り組み、その学習を振り返る場面を適切に設定することが必要になります。

※「学びに向かう力・人間性等」には

- ①「主体的に学習に取り組む態度」として観点別評価(学習状況を分析的に捉える)を通じて見取ることができる部分と、
- ②観点別評価や評定にはなじまず、こうした評価では示しきれないことから個人内評価を通じて見取る部分(感性、思いやりなど)があります。(注1)

②については、児童生徒が学習したことの意義や価値を実感できるよう、日々の教育活動等の中で児童生徒に伝えることが重要です。特に、「感性や思いやり」など、児童生徒一人一人のよい点や可能性、進歩の状況などを積極的に評価し伝えることが重要となります。

(注1) 個人内評価・・・観点別学習状況の評価や評定には示しきれない児童生徒の一人一人のよい点や可能性、進歩の状況について評価するもの。

(2) 指導と評価の一体化

指導と評価の一体化を図るためには、児童生徒一人一人の学習の成立を促すための評価という視点を一層重視し、教師が自らの指導のねらいに応じて授業での児童生徒の学びを振り返り、学習や指導の改善に生かしていくことが大切です。

評価に当たっては、日々の授業の中では、評価規準に照らして見取り、適切な支援を行うことで児童生徒の学習改善と教師の指導改善を図る「指導に生かす評価」に重点を置きます。また、毎時間児童生徒全員について記録をとり、総括の資料とするために蓄積することは現実的でないことから、「記録に残す評価」として、児童生徒の学習状況を記録に残す場面を精選し、かつ適切に評価するための評価の計画を作成することが一層重要になります。

評価規準の設定及び学習評価の実施に当たっては、「『指導と評価の一体化』」のための学習評価に関する参考資料(文科省 国立教育政策研究所 令和2年3月)、「新学習指導要領に基づく指導と評価の一体化のための学習評価に関する参考資料」(栃教委 令和2年7月・12月)等の資料を参考にしつつ、各学校において適切な評価規準を設定してください。

6 学習指導案

学習指導案は、指導者が自分の考えや提案を具体的に表現し、授業の流れが分かるように書くことが大切です。授業のねらいが明確であって学習活動が分かりやすく、児童生徒の活動と教師の支援が具体的に書かれており、第三者が見ても、実際の授業のイメージができるものがよいでしょう。

次ページから学習指導案の例を掲載します。各学校では、授業についての研究を進めるとともに学習指導案についても研究し、学校の実態に合ったものを作り上げていくことが望まれます。

※ 参考資料

「小学校学習指導要領解説 総則編」	平成29年6月 文部科学省
「中学校学習指導要領解説 総則編」	平成29年7月 文部科学省
「とちぎの若手教員15(いちご)研修の手引 資料編」	平成31年3月 栃木県教育委員会
「学習指導要領の読み方・活かし方」	2019年7月 合田哲夫 教育開発研究所
「アクティブ・ラーニング『深い学び』実践の手引き」	新学習指導要領のねらいを実現する授業改善 2017年8月 田中博之 教育開発研究所

7 学習指導案の例

〇〇科学習指導案

令和〇年〇月〇日 (〇) 〇校時

〇年〇組 指導者 〇〇 〇〇

1 単元名 (小単元名又は題材名)

2 単元(題材)の目標

学習指導要領の目標や内容、学習指導要領解説等を踏まえて、本単元で目指す資質・能力を明確化します。

児童生徒の実態、前単元までの学習状況等を踏まえ、3つの柱で整理された資質・能力「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力・人間性等」を取り上げて目標を設定します。

3 単元(題材)の評価規準

単元(題材)の目標を踏まえて評価規準を設定します。

知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
文末を「～している。」として作成します。 「技能」については、「～する技能を身に付けている」状況を「～できる。」と示す教科もあります。		文末を「～ようとして いる。」として作成しま す。

4 単元(題材)設定の理由(単元(題材)観・教材観・指導観・指導方針等)

教材の系統性や児童生徒の実態を捉えて、この時期に、このような指導の構想や方針で、このように指導していくとき、このような効果が期待できるので設定したということを明らかにします。その際、教科書会社発行の教師用指導書だけを拠り所にする傾向がありますので注意してください。学習の主体である児童生徒が、それぞれの教材や題材とどのように出会い、それらに内在する教育的価値をどのように獲得していくかの筋道を、学習指導要領やその解説を基に明らかにします。

5 児童生徒の実態 (〇〇名)

単元(題材)の目標や内容との関連から、児童生徒の実態を記述します。具体的には、関連する既習事項の定着度、単元への興味・関心や単元についての知識及び技能など、教師の観察や調査、テスト等によって学級集団の実態、児童生徒一人一人の実態を捉え、その要点を記述します。

6 学校課題との関連

研究主題や研究内容が分かるように記述し、またそれらと単元及び本時との関連を記述します。

7 人権教育との関連

単元の目標や学習内容と人権教育における各学校の（※）「育てたい資質・能力等」（知性・判断力・感受性・技能・実践力）との関わりについて記述します。

人権一般や様々な人権問題を学習内容として取り上げる「直接的指導」を含む単元では、「育てたい資質・能力」を優先的に記載します。また、直接的指導を含まない（「間接的指導」のみの）単元では、「育てたい資質・能力につながる力」との関わりについて記載します。

「9 本時の指導」の「人権教育の視点」、「人権教育上の配慮」、「生かしたい児童生徒」との整合性を図り、一貫性があるように設定してください。

（※）「人権教育推進のためのQ&A（H29年3月）」p.1～3、p.26～28、

「人権教育推進のためのQ&A—直接的指導 編—（H31年3月）」p.22～24

に詳しく記載されていますので、参考にしてください。

8 指導計画及び評価計画

「2 単元（題材）の目標」、「3 単元（題材）の評価規準」を踏まえ、ねらいや学習活動及び評価場面、評価方法等を計画します。年間指導計画に沿って、単元の中での指導順序と時間を明記するとともに、本時の位置付けを明確にします。指導の順序は、単元の特性を押さえて、どうすれば目標を達成できるかに考慮して効果的な学習活動を設定して配列します。

教科によっては、教材や題目、毎時間の目標を配列する場合があります。指導と評価の一体化を図るため、評価計画も位置付けることが望ましいでしょう。また、評価は重点化を図るとともに、単元や題材などのまとまりを見通して評価場面を精選し、全ての観点が評価できるようにします。

時	ねらい・学習活動	記録	評価規準・評価の観点・評価方法等	
			おおむね満足できる状況	努力を要する児童生徒への手立て
1			<p>どのような評価資料を基に「おおむね満足できる」状況と評価するか、「努力を要する」状況に対してはどのような手立てを講じるかを考えて記載します。</p> <p>評価の観点（〈知・技〉〈思・判・表〉〈態〉）や、評価方法も分かるように記載します。</p>	
2・3				
4	「記録に残す評価」の場面を精選し、「○」を記入して位置付けます。	○		
5・6 （本時）			<p>「知識・技能」と「思考・判断・表現」の観点の場合は文末を「～している」とし、「主体的に学習に取り組む態度」の観点の場合は文末を「～ようとしている」とします。</p>	
7		○		

9 本時の指導

(1) 題 目 (題材名)

指導計画によって、1時間ごとに配列された内容や活動を簡潔に記述します。

(2) 目 標

この時間では、何を目標として授業を展開するのか、具体的に記述します。児童生徒に提示するねらい及び本時の評価規準との整合性を図ります。

(3) 人権教育の視点

「7 人権教育との関連」を踏まえ、本時のねらいや学習活動、指導方法（学習形態）が自校の人権教育における「育てたい資質・能力等」（知性・判断力・感受性・技能・実践力）とどのように関連しているかを記述します。ここでの視点が、展開の「人権教育上の配慮」において具体的な記述となります。

1 単位時間の中で、「知性」、「判断力」、「感受性」、「技能」、「実践力」をすべて位置付ける必要性はありません。

「7 人権教育との関連」と同様、「人権教育推進のためのQ&A」を参考にしてください。

(4) 生かしたい児童生徒

「(3) 人権教育の視点」に基づき、「育てたい資質・能力等」を育成することに関して、本時の中で配慮したり、よさを取り上げたりする児童生徒を設定します。意図的に支援することで、その子のよさを引き出したり、学級全体に生かしたりします。授業に生かしていく指導や支援の内容も記述します。

(5) 展 開

第三者が見ても、実際の授業がイメージできるように記述します。項目としては、学習活動、教師の支援と評価及び資料・準備等が考えられます。学習活動の欄は、本時の目標を達成するために、授業の各段階でどのような活動をするのかを具体的に表します。さらに導入・展開・終末等の学習段階や時間配分の予定を入れます。

◎人権教育上の配慮 ◇3 あい運動との関連 □学校課題等との関連 等について記載

段階	学 習 活 動	時 間	教師の支援と評価	資料・準備
	1 本時のめあてを知る。		個々の児童生徒の学習の実態や状況を踏まえて、本時のねらいの達成に向けて、学習のどの段階で、どのような支援の手立てがあり、どのような評価を行うのかを具体的かつ簡潔に書きます。本書 p. 14～17 参照	
	本時のめあては、児童生徒に分かりやすい言葉で提示します。その際、具体の評価規準を反映したねらいの提示を図ります。より効果的な提示になるよう、タイミングや方法に配慮します。本書 p. 14～15 参照			

【記録に残す評価の場合】

	十分満足できる状況の例	おおむね満足できる状況	努力を要する児童生徒への手立て
評価規準	<p>評価規準に照らし、児童生徒が実現している学習状況が質的な高まりや深まりをもっているとは判断できる状況について記載します。</p> <p>「十分満足できる」と判断できる児童生徒の姿は、多様に想定されます。</p>	<p>「8 指導計画及び評価計画」の評価規準との整合性を図ります。</p> <p>「評価方法」についても記入します。</p>	<p>努力を要する児童生徒が、おおむね満足できる状況に到達できるような支援の手立てを具体的に記述します。</p>
支援	<p>おおむね満足できる状況にある児童生徒が、さらに質的な高まりや深まりをもっている状況に到達できるような支援の手立てを記述します。</p>	<p>おおむね満足できる状況にある児童生徒が、十分満足できる状況の例に到達できるような支援の手立てを記述します。</p>	

【指導に生かす評価の場合】

	おおむね満足できる状況	努力を要する児童生徒への手立て
評価規準	<p>「8 指導計画及び評価計画」の評価規準との整合性を図ります。</p> <p>「評価方法」についても記入します。</p>	<p>努力を要する児童生徒が、おおむね満足できる状況に到達できるような支援の手立てを具体的に記述します。</p>
支援	<p>おおむね満足できる状況にある児童生徒が、さらに質的な高まりや深まりをもっている状況に到達できるような支援の手立てを記述します。</p>	

単元の目標や評価規準を設定する際には、以下の資料も参考にしてください。

「『指導と評価の一体化』のための学習評価に関する参考資料」
(令和2(2020)年6月 国立教育政策研究所)

「新学習指導要領に基づく指導と評価の一体化のための学習評価に関する参考資料」
(令和2(2020)年7月・12月 栃木県教育委員会)

